

各位

会 社 名 株式会社オープンハウスグループ 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 代表者名 代表取締役社長 荒 井 正 昭 (コード番号:3288 東証プライム) 問合わせ先 専務取締役CFO 若旅 孝太郎 TEL,03-6213-0776

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定に関する議案を、2022年12月21日開催予定の第26回定時株主総会に付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. ストック・オプション制度を導入する目的

当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるためであります。

取締役の一事業年度当たりのストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額300百万円以内とし、かつ、新株予約権1,200個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とします。)を一事業年度当たりの取締役に対して発行する新株予約権の数の上限として、株式報酬型ストック・オプションを発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の承認可決を条件として、2017 年 12 月 20 日開催の第 21 回定時株主総会においてご承認いただきました、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に係る報酬枠(年額 200 百万円以内)を廃止し、新たに当該譲渡制限付株式の割当てを行わないことといたします。

2. 新株予約権の発行要領

- (1)新株予約権の割当ての対象者 取締役(社外取締役を除く。)
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数普通株式120,000株を上限とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の

結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当 社の取締役会において合理的な範囲内で付与株式数の調整を行うことができるものとす る。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(3)発行する新株予約権の総数

1,200 個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式 100 株、ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額であり、有利発行には該当しない。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を金1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から 30 年以内の範囲で当社取締役会が定める期間まで(以下、「権利行使期間」という。)とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使期間内において、新株予約権者の割当日の当社における地位(取締役、監査役または執行役員)を喪失した日の翌日から30日(30日目が当社の休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が割当日から3年を経過する日までに死亡した場合、新株予約権の相続による承継は認めない。
- ③ 新株予約権者が割当日から3年を経過した日以降に死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日から6か月を経過する日と権利行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式 総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件

- ① 当社は、以下の i から v までに掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - i. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - iii. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - iv. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ② 当社は、上記「(8)新株予約権の行使の条件」の規定により新株予約権者が新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 新株予約権の割当日

当社取締役会において新株予約権の募集事項を決定した後に、新株予約権割当契約を各対象者との間で締結する日をもって新株予約権の割当日とする。

- (注1)上記の内容については、2022年12月21日開催予定の第26回定時株主総会において承認可決されることを条件とします。
- (注2)新株予約権の具体的な発行内容及び割当ての条件は、上記内容の範囲内において、今後 開催される取締役会の決議をもって決定いたします。